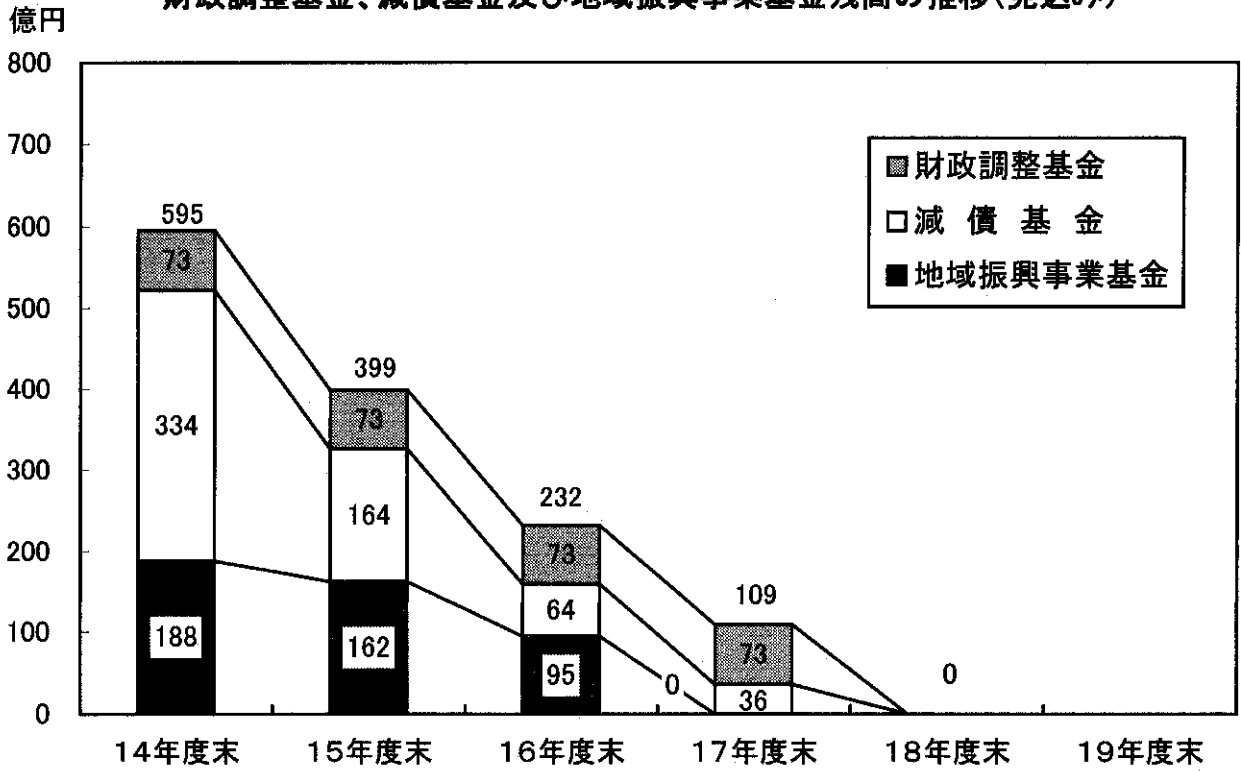
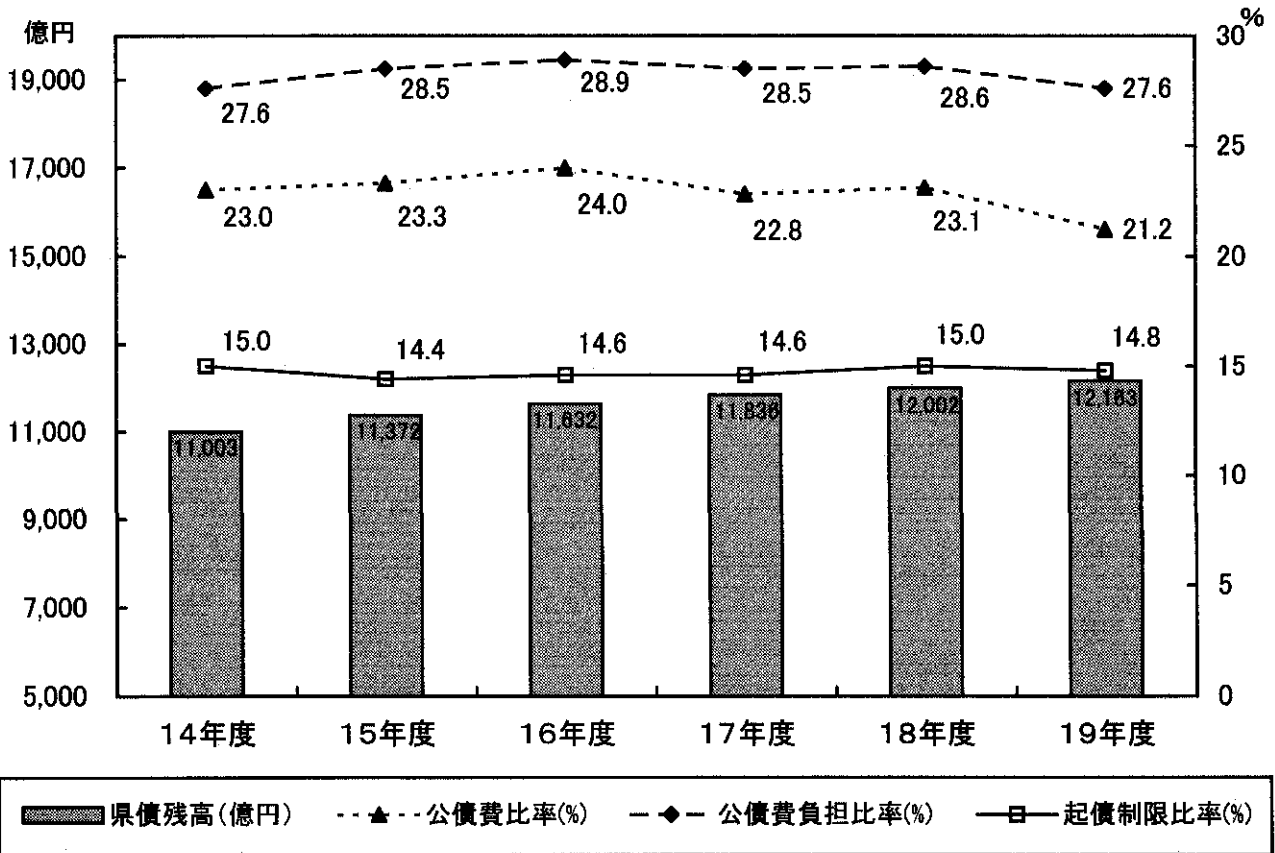


財政調整基金、減債基金及び地域振興事業基金残高の推移(見込み)



県債残高・公債費比率・公債費負担比率・起債制限比率等の推移(見込み)



【用語解説】

1 一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計をいいます。

2 特別会計

法律又は条例の定めにより、特定の事業を行うため及び特定の歳入をもって特定の歳出に充てるための会計をいい、本県では証紙特別会計等15会計を設置しています。

3 企業会計

地方公営企業法の全部又は一部の適用を受けて地方公共団体の行政の一つとして経営する事業の会計をいい、本県では病院事業会計等5会計を設置しています。

4 一般財源・特定財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源（県税、地方譲与税、地方交付税等）を一般財源といい、財源の用途が特定されているもの（国庫支出金、分担金等）を特定財源といいます。

5 義務的経費

人件費、扶助費、公債費など、その支出が義務付けられている経費をいいます。

6 投資的経費

道路、学校、公共用施設等の建設や災害復旧事業など、資本を形成する経費をいいます。

7 地方債（県債）

地方公共団体（県）が歳出の財源とするために借り入れる資金で、その返済が複数年度にわたるものをいいます。地方公共団体の歳出は原則として地方債以外の歳入を財源としますが、災害対策など臨時突発的な支出がある場合、また公共施設の建設など事業の効果が後年度の住民にも及ぶ場合、地方債を発行して資金を調達することができます。

8 公債費比率

地方公共団体（県）は、地方債（県債）を借り入れた際、定められた条件にしたがって、毎年度元金の償還及び利子の支払いが必要となりますが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合のことを公債費比率といいます。

地方債（県債）は、ある程度活用すべきことは当然ですが、後年度の財政負担となるため、その限度をどこに求めるかが常に問題となります。この比率の高い地方公共団体については、公債費の増加に歯止めをかけ、財政構造の健全性を確保する必要があります。

9 起債制限比率

公債費が多額で財政を圧迫していると判断された場合、地方債（県債）の許可制限がとられることとなります。これは国の「地方債許可方針」に規定されており、この許可制限に係る指標を起債制限比率といいます。

この比率が20%を超えた場合は、地方債の一部が許可されないこととなり、30%を超えた場合は、さらに許可制限が拡大することとなります。

10 減債基金

地方債（県債）の償還のため設けられる基金です。償還財源を確保し計画的に償還することによって、年度間の資金負担の平準化を図ること等を目的としたものです。

11 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられる基金です。地方公共団体の財政は、単に単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるというのではなく、後年度の財政への影響についての配慮を行い、いわば長期的な観点にたった財政運営が求められます。

このため、ある年度に余裕財源が生じた場合には、当該基金の積立を含む年度間の財政調整のための措置を講じることにしています。

12 地域振興事業基金

県内各地域の振興を図るため、公共施設等の整備事業、その他県が実施する特に重要な事業の資金に充てるための基金です。

2 15年度重点施策の概要

2 15年度重点施策の概要

(1) 安全・安心に楽しく暮らす秋田

(単位 千円)

ア みんなが安心して活躍できる健康長寿社会の実現

(ア) 生涯を通じた健康づくりの推進

- (a) 「健康秋田21計画」県民健康づくり実践事業 8,465
「健康秋田21計画」に基づき、生活習慣の改善による健康づくりを進めるため、計画の重点分野ごとに県民参加型の実践活動事業等を展開します。
・事業内容 ・われら！！健康づくりチャンピオン
 ・大腸がん予防調査事業
 ・たばこ対策推進事業
 ・アルコール対策推進事業
- (b) すこやかジュニア21事業 10,300
生涯にわたる健康づくりの基礎を培うため、高校教育の中で自己の健康に関する意識を啓発し、栄養教育を行うとともに、生活様式が健康に与える影響を考慮した健康教育を実施します。
・事業内容 健康調査・指導、血液検査（高校1年生全員）、データ分析
- (c) スポ・レクフェスタあきた開催事業 7,330
県民のスポーツ・レクリエーション活動の活性化と世代間交流を目的とするスポーツ・レクリエーション祭を開催します。
・実施種目 グラウンド・ゴルフ、ソフトバレーボール、エアロビックなど38種目及び
 全県規模でのウォーキング大会の開催
・開催時期 平成15年5月～16年3月
- (d) ⑨健康づくり推進条例制定事業 1,046
県民の参加と協働により健康づくりを県民運動として盛り上げていくため、基本的な方針を定めます。
・事業内容 県民を対象とした公聴会の開催等
・施行予定 平成16年4月
- (e) ⑩広域連携による北のくに健康づくり推進事業 1,411
北海道・北東北における健康社会づくりを一層推進するため、相互に情報交換を行うとともに、共通課題の解決に向けて取り組む「北のくに健康づくり推進会議」を設置します。

(イ) 高齢者や障害者が元気に活躍できる社会づくり

- (a) ⑧よってたんせ！お達者情報提供事業 2,026
元気高齢者の自主的な社会参加を促進するため、多様な価値観やライフスタイルを持つ元気高齢者の活動を支援します。
・事業内容 自主活動グループの活動事例発表、意見交換
「秋田のたまげた元気人」が持つ知恵や技術、伝承などの紹介
「秋田のたまげた元気人」や元気高齢者支援事業の情報提供
- (b) 市町村障害者社会参加促進事業 22,197
ノーマライゼーションの実現に向け、障害者のニーズに応じた事業を実施することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。
・実施主体 秋田市、能代市、横手市、大館市、本荘市、男鹿市、湯沢市、大曲市、鹿角市
・事業内容 手話通訳者設置、声・点字広報発行、自動車運転免許取得費助成 等
・補助率 国1/3、県1/3
- (c) 授産活動活性化特別対策事業 4,179
障害者が安心して授産活動を続けられるよう、授産施設における商品開発や技術向上のための事業を実施します。
・委託先 県社会福祉協議会
・事業内容 授産活動活性化対策検討会の開催、事業推進委員会の開催、商品開発、宣伝・啓発等
- (d) ⑧障害者就業・生活支援センター事業 5,377
就業に伴う日常生活や社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等関係機関と連携しながら指導、助言を行います。
・委託先 (福)六郷町社会福祉協議会
・事業内容 生活支援員1名、就業支援員2名設置

(ウ) 共に生きるバリアフリー社会づくり

- (a) ⑧バリアフリー広報啓発事業 9,125
すべての人々が自由に行動し、安全で快適な生活を営むことができる住み良い社会の実現を図るため、県民、事業者、市町村、県が一体となって、バリアフリーのまちづくりを推進します。
・事業内容 ひと・まち・こころ県民ネットワーク会議の開催
ホームページ「あきたバリアフリータウン」の運営
県の全ホームページについて音声読み上げ・文字拡大対応
- (b) ⑧バリアフリーコーディネーター養成事業 2,616
建築、福祉、医療等の各分野にわたりバリアフリーに関する知識を有し、地域における

住宅・施設のバリアフリー化について指導的役割を担う人材を養成します。

- ・委託先 NPO法人
- ・事業内容 建築・福祉保健に関する実務研修

(c) 障害者用パソコン周辺機器支援事業 4,000

障害者の情報バリアフリー化を推進するため、障害者用パソコン周辺機器等の購入に対し助成します。

- ・助成額 購入経費の2/3以内(限度額10万円)
- ・補助率 国1/2、県1/2

(d) ⑩鉄道施設バリアフリー調査事業 1,000

鉄道施設のバリアフリー化を推進するため、調査検討会を設置し、講演会や住民アンケート等を行います。

- ・検討会の構成 地元市町、JR東日本、利用者代表、県
- ・対象 駅 土崎、横手、角館、田沢湖のJR各駅

(e) 住宅建設資金貸付事業 8,510,922

県産材の利用やバリアフリー等に配慮した良質住宅の建設を促進するとともに、Aターナーの県内定住化を支援します。

- ・新規融資枠 716百万円
- ・利率 1.95%~2.1%(10年経過後 3.0%)
- ・償還期間 25年以内

○ほっと安心あきた住宅資金

①「標準型」

- ・戸数 40戸
- ・限度額 500万円(高齢者等同居の場合 200万円追加)

②「優良木造型」

- ・戸数 30戸
- ・限度額 700万円(高齢者等同居の場合 200万円追加)

③⑩「秋田杉利用優良木造型」

- ・戸数 70戸
- ・限度額 1,000万円

④「Aターン型」

- ・戸数 15戸
- ・限度額 500万円

(f) ⑩県庁舎バリアフリー整備事業 21,486

「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」の施行に伴い、県庁舎のバリアフリー整備を行います。

(エ) いつでもどこでも受けられる医療体制づくり

(a) 医療施設等施設整備費助成事業 32,812

地域医療の確保・充実を図るため、公的医療機関等の施設整備に対し助成します。

- ・事業主体 森吉町外四カ町村病院組合（公立米内沢総合病院）
- ・補助率 国1/3、県1/6

(b) 医療施設等設備整備費助成事業 85,083

地域医療の確保・充実を図るため、公的医療機関等の医療機器等の設備整備に対して助成します。

①休日夜間急患センター設備整備

- ・補助先 秋田市（市立秋田総合病院）
- ・補助率 国1/3、県1/3

②病院群輪番制病院設備整備

- ・補助先 秋田市（市立秋田総合病院）、厚生連（平鹿総合病院）、横手平鹿広域（公立横手病院）

- ・補助率 国1/3、県1/3

③がん診療施設設備整備

- ・補助先 厚生連（平鹿総合病院、鹿角組合総合病院）
- ・補助率 国1/3、県1/6

④院内感染対策設備整備

- ・補助先 厚生連（秋田組合総合病院）
- ・補助率 国1/3、県1/3

⑤共同利用施設設備整備

- ・補助先 厚生連（秋田組合総合病院）
- ・補助率 国1/3、県1/6

⑥人工腎臓不足地域設備整備

- ・補助先 角館町（公立角館病院）
- ・補助率 国1/3、県1/6

⑦地域災害医療センター設備整備

- ・補助先 厚生連（雄勝中央病院）
- ・補助率 国1/3、県1/3

(c) 看護職員修学資金貸付事業 65,556

看護職員の充実を図るため、看護師等養成所及び看護系短期大学に在学する学生に対して修学資金を貸与します。

- ・貸与予定者 182人
- ・貸与月額 保健師、助産師、看護師 (公立) 32,000円
(私立) 36,000円
准看護師 (公立) 15,000円
(私立) 21,000円

- (d) 理学療法士等修学資金貸付事業 7,320
理学療法士、作業療法士等の養成機関に在学する者で、将来県内においてリハビリテーション医療等の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与します。
・貸与予定者 17人
・貸与月額 (国公立) 30,000円 (私立) 40,000円

- (e) 歯科衛生士修学資金貸付事業 3,024
歯科衛生士養成機関に在学する者で、将来県内において歯科衛生士の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与します。
・貸与予定者 7人
・貸与月額 36,000円

(オ) 身近で気軽に利用できる福祉サービスの提供

- (a) 地域福祉基金事業 48,779
地域における福祉・保健の増進を図るため、民間団体が行う在宅福祉の向上、健康づくり等の事業を支援します。
・事業内容 マンパワーの育成・確保、福祉ボランティア活動への支援等

- (b) コンビニ型保健福祉サービス事業 763,663
高齢者や障害者、子育て中の人などが地域において健康でいきいきと安心して生活することができるよう、既存の公共施設や社会福祉施設や空き店舗などの活用により、いつでも身近なところで世代間交流や日常の各種サービス等が受けられる体制を構築する市町村の事業に対して助成します。

<ハード事業>

① コンビニ型保健福祉サービス事業

- ・事業内容 コンビニ型保健福祉サービス提供施設の整備 (改修)
- ・補助率 県1/2
- ・補助基準額 施設1カ所当たり上限200万円

② バリアフリーのまちづくり活動事業

③ 子育て支援のための拠点施設整備事業

<ソフト事業>

④ 介護予防・地域支え合い事業

⑤ 放課後児童健全育成事業

⑥ みんなで育むあったか子育て支援事業

- (c) ふれあいのまちづくり事業 26,732
地域において様々な人々が交流しつつ助け合うとともに、関係機関の連携により、地域福祉サービスを自主的、継続的に提供する事業に対し助成します。
・事業主体 市町村社会福祉協議会
・事業内容 地域福祉活動コーディネーター設置
ふれあい福祉センターの設置運営

住民参加による地域福祉事業等

- ・補助率 国1/3、県1/3、市町村1/3

(d) 施設療養環境レベルアップ事業 1,580,953

老人福祉施設の整備に対し助成します。

- ・特別養護老人ホーム
 - 新設 横手市、大曲市、小坂町
 - 大規模修繕 大森町
- ・養護老人ホーム
 - 改築 能代市
- ・老人デイサービスセンター
 - 新設 横手市
 - 改築 大曲市
- ・生活支援ハウス
 - 新設 藤里町、南外村、大森町、小坂町
 - 大規模修繕 大内町
 - 設備 鳥海町
- ・痴呆性高齢者グループホーム
 - 新設 西木村
 - 設備 仁賀保町
- ・補助率 国1/2、県1/4
(居室等のユニット化の実施、大部屋の解消、地域交流スペースの設置に対しては県単独で別途加算措置)

(e) 介護給付費負担金 7,653,060

介護保険法に基づき、市町村が介護保険の給付に要する費用の12.5%を負担します。

- ・負担割合 国25%、県12.5%、市町村12.5%

(f) 介護予防・地域支え合い事業 607,905

高齢者が要介護状態に陥ることを予防し、健康でいきいきした生活を送られるよう、市町村が行う介護予防・生活支援のための取組みや、家族による介護を支援します。

①介護予防・地域支え合い事業

要介護高齢者の介護予防・生活支援のための取組みに対し助成します。

- ・実施主体 市町村
- ・実施内容 配食・外出支援サービス、軽度生活援助事業、生きがい活動支援通所事業、家族介護教室の開催、家族介護者交流事業の実施、介護用品の支給、介護慰労金の支給、高齢者実態把握事業、介護予防プラン作成事業 等
- ・補助率 国1/2、県1/4

②介護予防指導者養成事業

市町村に介護予防に専門性を有する指導者を養成し、高齢者の健康で明るい生活の維持に資するため、研修会等を実施します。

- ・実施主体 県
- ・実施内容 介護予防教室の状況把握

介護予防教室推進委員会の設置
介護予防指導者養成研修会の開催

・負担割合 国1/2、県1/2

- (g) 老人保健施設等整備助成事業 151,750
在宅生活が困難な高齢者を対象とした介護及び機能訓練等に必要な介護老人保健施設の整備に対し助成します。
- ①施設整備
・介護老人保健施設 ゆーとぴあ^{かむろ}神室（雄勝町）、五城目苑（五城目町）
- ②設備整備
・介護老人保健施設 ゆーとぴあ^{かむろ}神室（雄勝町）ほか全4施設
- (h) 介護支援資金貸付事業 11,734
現金収入が少なく、介護保険料や利用料の支払いに負担を感じている高齢者に対して、介護にかかる費用を月額4万円を限度として、期間5年以内、無利子の条件で貸与します。
- ・委託先 県社会福祉協議会
・対象 介護保険料の所得段階別の第1から第3段階の高齢者
・要件 親と子の連帯債務とし、前年の合計収入が400万円以上
・償還方法 償還期限7年以内（据置6ヶ月以内）
- (i) ⑩徘徊高齢者支援ネットワーク推進事業 3,002
徘徊高齢者を安全・迅速に保護するとともに、適切なケアサービスを提供するため、家族、地域、行政、警察等関係機関による支援ネットワークを整備します。
- ・徘徊高齢者調査検討チームの設置
（精神科医、痴呆介護指導者、痴呆性グループホーム計画作成担当者、県）
・IT機器活用研究
・徘徊高齢者支援会議の開催
（医師、警察、消防、タクシー事業者、社協、在宅介護支援センター、市町村、県等）
・支援ネットワークモデルの作成
- (j) 知的障害児（者）施設整備助成事業 713,203
知的障害者施設の整備に対し助成します。
- ①知的障害者更生施設
新設 大曲市知的障害者通所更生施設（大曲市）
改築 ^{とみぎ}道目木更生園（大館市）
- ②知的障害者デイサービスセンター
新設 鹿角市デイサービスセンター（鹿角市）
設備 鳥海町デイサービスセンター（鳥海町）
- (k) ⑪障害者ケアマネジメント推進事業 3,931
地域における障害者の生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、障害者の多様なニーズに対応した総合的サービス提供体制の充実を図ります。
- ・事業内容 障害者ケアマネジメント推進協議会の開催

障害者ケアマネジメント従事者研修の実施

(新規100名、上級研修100名程度)

(1) 重症心身障害児(者)通園事業

58,399

在宅の重症心身障害児(者)の通園による各種訓練や保護者の療育技術の習得を行います。

- ・実施箇所 太平療育園、東山学園、新阿桜園
- ・事業内容 理学・作業療法等による日常動作訓練、機能回復訓練、保護者に対する助言療育相談
- ・負担割合 国1/2、県1/2

(m) 養護学校児童生徒放課後生活支援事業

22,684

養護学校在学中の児童生徒で、家庭の都合等により放課後の療育・介護を受けることが困難な者に対し、養護学校を利用した放課後生活支援を実施します。

- ・実施箇所 継続 ゆり、比内、能代、横手、稲川養護学校
新規 栗田、大曲養護学校
- ・実施日 月～金 午後2～6時
長期休み 午前8時30分～午後6時